

長久手市行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
結婚記念証の贈呈	希望される方に「長く久しく手を取り合って…」幸せを願うメッセージの入った長久手結婚記念証を贈呈。	○			市民課 0561-56-0607
市営墓地	使用者が死亡した場合、使用权を継承できる。樹木型合葬式墓所について、パートナー及びファミリーと一緒に応募できる。	○			環境課 0561-56-0612
保護者面談等への出席	パートナーの子の保護者として各種面談(保護者面談、進路相談、生徒相談)に出席できる。	○			教育総務課 0561-56-0625
パパママ教室・育児教室	パートナーとともにまたはパートナーの子の保護者として参加できる。	○			健康推進課 0561-63-3300
各種申請・代理受領	法に定めがない場合、各種申請及び受領がパートナーに代わってできる。	○			福祉課 0561-56-0614 長寿課 0561-56-0613